

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。
法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成29年10月25日にパフォーマンス向上会議で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 5 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	タービン建屋1階南東側通路において、壁の配管貫通部から雨水の浸入(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、拡大防止処置として、受け容器を設置。	G III	
2	4号機	タービン建屋2階タービン補機冷却系サージタンク北側において、天井部から雨漏れ(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、拡大防止処置として、受け容器を設置。	G III	
3	4号機	原子炉建屋付属棟1階換気空調系原子炉建屋給気処理装置において、給気処理装置架台(コンクリート製)のひび割れ箇所より雨水の浸入(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、侵入した雨水は排水溝に流入し処理。	G III	
4	4号機	タービン建屋2階換気空調系タービン建屋排気ファン(A)室内において、天井部から雨漏れ(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、拡大防止処置として、受け容器を設置。	G III	
5	4号機	タービン建屋3階換気空調系タービン建屋排気処理室(A)付近において、天井部から雨漏れ(汚染なし)が認められたため、当該箇所を点検・修理。 なお、拡大防止処置として、受け容器を設置。	G III	